

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年2月までの期間及び51年11月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から49年2月まで  
② 昭和51年11月から52年12月まで

私が20歳になってからは、母が私の国民年金保険料を集金人に納付してくれました。その後就職し、その会社を退職した後は、失業保険をもらいながら、自分で金融機関や郵便局で納付書により保険料を納付しました。就職してからは国民年金手帳を2冊保管しており、未納となっている納付記録は既に破棄してしまった年金手帳に記載された番号で記録されているはずなので、納付記録の訂正をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月に払い出されているが、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は、申立人が20歳になった時から、その母が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の母は、申立人の保険料を納付したことは記憶にあると供述しているものの、加入手続及び保険料の納付方法の詳細についての記憶はあいまいであり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立期間①において払い出されたとする国民年金手帳記号番号が記載された肌色の国民年金手帳により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人がその母から譲り受けたと

する肌色の国民年金手帳が、申立人が基礎年金番号制度施行後に破棄したとするオレンジ色の国民年金手帳に切り替わった時期及びその事情に係る申立人の記憶はあいまいであり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月26日から29年4月13日まで  
② 昭和29年6月3日から同年8月31日まで

A事業所では、昭和24年3月から32年9月まで船員として勤務していたが、船員保険加入期間を確認すると、申立期間の加入記録が無い。

申立期間においてもA事業所に勤務していたので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所において、昭和24年3月から32年9月まで退職することなく勤務していたと主張しているが、29年4月14日から同年6月2日まで、別の事業所での船員保険被保険者期間が確認できる。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者番号に欠番は無い。

さらに、A事業所は、現在は他事業所に合併されていて、申立人が申立期間に船員保険に加入し船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料は保存されておらず、供述も得ることはできない。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えておらず、被保険者名簿から把握した当時の同僚の船員に照会しても、申立てに係る有力な供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。